

## 令和6年8月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和6年8月20日（火） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 古山美穂
- ・説明者 教育監兼生涯学習部長 田中直明  
学校教育部長 藤田晃治  
学校教育部理事 黒木悟  
学校教育課長 伊藤圭  
生涯学習課長 中原昌成  
文化財・世界遺産室長 南口修二  
中央図書館長 藤井逸郎
- ・事務局 教育政策課長 寺元麻子  
教育政策課長補佐 尼丁香奈
- ・議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 教育長月次報告
  - 日程第3 議案第20号  
羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について
  - 日程第4 議案第21号  
羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得について

- 日程第5 議案第22号  
令和6年度羽曳野市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係）（案）について
- 日程第6 議案第23号  
令和7年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について
- 日程第7 議案第24号  
後援名義の使用許可について
- 日程第8 報告第10号  
後援名義の使用許可について
- 日程第9 その他  
・日程調整など

[ 教育長 開会の挨拶 ]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 7 月 30 日に、第 32 回羽曳野市中学校総合体育大会が行われました。
- (2) 7 月 31 日に、羽曳野市消防団ポンプ操法大会激励会が行われました。
- (3) 8 月 1 日に、市教職員全体研修が行われました。
- (4) 8 月 5 日に、令和 7 年度こども園園児募集ポスター表彰式が行われました。

日程第 3 議案第 20 号

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について

- 中央図書館長から、資料に基づき羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について説明があり承認を求めました。

《中央図書館長》

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員のうち、羽曳野市保育園園長会選出の委員について交代の申出があったため、後任の委員を委嘱するにあたり、教育委員会の承認を得るものです。

委嘱者は、本年 8 月 1 日に羽曳野市保育園園長会図書委員に就任したことから同会から推薦があったものです。

なお、任期については、羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則第 3 条第 3 項の規定により前任者の残任期間となります。

**【採 決】** 全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 4 議案第 21 号

羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得について

- 生涯学習課長から、資料に基づき羽曳野市立生活文化情報センターのエアコン等の取得について説明があり承認を求めました。

《生涯学習課長》

老朽化した羽曳野市立生活文化情報センターのエアコンを更新するにあたり、その購入予定価格が 20,000,000 円以上となるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、議会の議決を求めることとなります。

議案を提出するにあたり、教育委員会の意見の有無を確認するものです。

令和 4 年度に同センターの 1 階、令和 5 年度に 2 階、今年度が 3 階となります。

《教育長》

今年度で終了ですか。

《生涯学習課長》

市民の方が利用する部分は、今年度で終了となりますが、地下の機械室等は来年度以降となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

#### 日程第 5 議案第 22 号

令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 4 号）（教育委員会関係）（案）について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和 6 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 4 号）（教育委員会関係）（案）について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

3 件の補正予算の提出を予定しており、1 件目は、給食センターの学校給食事業補助金となり、内容としては、職員の退職に伴う退職金及び新規雇用予定の職員給与等となります。

2 件目は、生涯学習課の生活文化情報センターの指定管理料に関する補填となり、内容としては、昨今の燃料価格等の高騰に伴うものとなります。昨年度と今年度の 2 か年分となり、電気料金等価格高騰に伴う補填、補償費と記載されたものが昨年度分、生活文化情報センター管理運営委託料と記載された部分が今年度分となります。

3 件目は、スポーツ振興課の総合スポーツセンターの指定管理料に関する補填となり、補填理由等は 2 件目と同様となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第23号

令和7年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和7年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

現在、市内全域から児童・生徒が就学できるよう小規模特認校としての条件整備を行うことで、児童・生徒数の増加を図り、学園教育の活性化を図っているところです。

本制度は、法令に特別な定めがあるわけではなく、本来は法令に基づき、市域に在住している児童・生徒は、必ず就学前に就学すべき学校を指定されることとなりますが、小規模特認校は、特認の対象となる学校の教育を受けたいと保護者が申し出た場合に本来の指定校を特認校に変更できるという条項を、就学指定校変更基準に入れることで運用しています。

同基準の区分において、その他（特別事情）事由に該当させ、学校教育法施行令等の運用・解釈によって、市教育委員会の判断で行っております。

小規模特認校制度の実施初年度であった平成31年度は、対象学年をすべての学年としていましたが、2年目以降は市内小・中学校の入学年度にあわせて第1学年及び第7学年を対象学年としております。

また、定数については、今年度入学者は、小規模特認校の指定校変更としての申請実績は新1年生で13名、新7年生で2名であり、来年度入学対象者においても同数以上の募集希望者を見込んでいます。

現在の定数について学園としても、特認校制度の導入によって、他地区からの入学者も加わり活性化し、指定校変更によって転学してきた児童・生徒も、落ち着いて学習に取り組み、仲間づくりの点でも順調で、大きな問題はないという認識であるため、例年どおりの児童生徒数を保つための募集定員を設定しております。

来年度入学予定の新1年生の入学者数は、学齢簿上48名で、過去の入学率と小規模特認校実施後の実績を考慮すると65名程度とし、新7年生の入学者数については、現在の6年生の54名に対し、私立中学校の進学希望者と他校からの小規模特認校による転入希望者を考慮すれば、ほぼそのまま変動はないものと考えております。

以上の点を考慮し、来年度のはびきの埴生学園の特認校制度の運用に係る募集

学年については例年通りとし、募集定員については、新1年生は10名程度、新7年生は20名程度とし、応募多数の場合は、兄弟関係がある児童生徒を優先枠として、その他の申請者で公開抽選を行い決定したいと考えております。

《教育長》

来年度の校区の就学予定者を加味しながら、募集定員を定めるということです。これまで、抽選になったことはあるのですか。

《学校教育課長》

ありません。

《多田委員》

昨年度の入学者は、地域的にはどこになるのですか。

《学校教育課長》

隣接する高鷲南中学校区や河原城中学校区からの入学が多いです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第24号  
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

新規申請事業が2件となります。

新規申請事業1件目については、文化財・世界遺産室長から説明をお願いします。

《文化財・世界遺産室長》

団体名は、古市古墳群の世界遺産をいかす 四十四の会、事業名は感じる！なんちゃってハクブツカン 祝・百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録5周年、事業実施日は令和6年10月12日となります。

本事業は、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録5周年を記念した事業であり、大人でも子どもでも、また、障害の有無に関わらず参加できる五感を使った体験を中心とし、立体パズルの組み立てやジオラマの展示、クイズなどを予定しております。

また、申請団体は、古市古墳群の世界遺産登録までのプロセスにおいて、より良いまちづくりを目的に活動しており、本市の市民活動団体情報ライブラリーにも登録されている団体となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

《教育政策課長》

2件目の団体は、ボックスゼロ、事業名はキッズマネースクール親子で学ぼう！はじめてのお店屋さん教室、事業実施日は令和6年11月3日となります。

4歳から小学4年生までを対象にお店屋さんごっこを通じて、お金の価値や大切さや親御さんへの感謝の気持ちを芽生えさせる体験型イベントです。また、親御さんへはお小遣いの考え方、お金の付き合い方を伝えるものとなります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

#### 日程第8 報告第10号

後援名義の使用許可について

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの3件の報告になります。

1件目は、専決処分日は8月1日、団体名は「NPO 法人はみんぐ南河内」、事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。

2件目は、専決処分日は8月7日、団体名は「シグナス混声合唱団」、事業名は「シグナス混声合唱団 第5回定期演奏会」です。

3件目は、専決処分日は8月14日、団体名は「大阪菊花会」、事業名は「第28回大阪菊花会菊花大会」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

#### 日程第9 その他

- (1) こども保育課長補佐から、(仮称)第3こども園整備等工事の請負契約について連絡がありました。
- (2) 学校教育課長から、運動会・体育大会の日程について連絡がありました。
- (3) 学校教育課長から、令和6年度特色ある取組み事業について連絡がありました。
- (4) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。

教育長より、次回の 9 月定例教育委員会議を、9 月 26 日（木）に予定すること  
通知しました。

[ 教育長 閉会の挨拶 ]

閉会：午前 11 時 10 分